

教生学第 314 号

平成 25 年 7 月 23 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

家出少年及び福祉犯被害少年等の早期発見・保護について（通知）

このことについて、北海道警察本部生活安全部長から、別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

つきましては、貴管内の各道立学校及び各市町村教育委員会に周知するとともに、児童生徒の家出や福祉犯被害を認知した場合には、速やかに警察に届出するなど、家出少年及び福祉犯被害少年等の早期発見・保護に努めるよう指導をお願いします。

（生徒指導・学校安全グループ）



道本少（非）第219号
平成25年7月18日

北海道教育委員会教育長 殿

北海道警察本部生活安全部長

家出少年及び福祉犯被害少年等の早期発見・保護について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

また、平素から少年の健全育成活動に深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道内の少年を取り巻く情勢であります。過去10年間において検挙・補導された非行少年の推移を見ますと、平成16年の6,696人をピークに減少を続け、昨年は、戦後、少年法が施行されて以来、最も少ない2,430人にまで減少したところであります。

しかしながら、再非行率は依然として高く、4人に1人が非行を繰り返している現状にあり、また、非行の入り口である喫煙や飲酒、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は、年々増加を続け、昨年は1万9,000人を超えて平成に入り最多となったところであります。

さらには、出会い系サイトなどを利用して、性的被害に遭う少年が依然として後を絶たないほか、昨年は、インターネット掲示板で知り合った女子中学生を、道外に誘い出した未成年者誘拐未遂事件も発生するなど、非行と被害の両面において厳しい情勢が続いております。

特に、夏休み期間中及び夏休み明けの時期は、少年が家出、深夜はいかい、薬物乱用等に走りやすく、出会い系サイトやコミュニティサイト等を安易に利用して性的な被害を受けたり、有害業務に従事させられるなど、少年の福祉を害する犯罪の被害に遭うケースが少なくありません。

このため、道警察といたしましては、8月1日から8月31日までの間、街頭補導活動等を通じ、家出少年及び福祉犯被害少年の発見・保護活動を強化することとしております。

つきましては、貴所管の各学校に対し、家出少年及び福祉犯被害少年等を認知した場合の早期・発見保護に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、各市町村教育委員会に周知いただきますようお願い申し上げます。

北海道警察本部少年課非行対策係
電話 011-251-0110 内線 3065